

台風第19号災害義援金の申請受け付けをしています

▷問い合わせ先＝地域福祉課(☎内線183)

市は、全国から日本赤十字社および岩手県共同募金会に寄せられた、令和元年台風第19号災害義援金の配分に係る申請を受け付けします。

▷配分対象および金額＝右表のとおり

※床上浸水で一部損壊(10%未満)の場合は、床上浸水を適用します。

▷受付窓口

- ・市役所本庁地域福祉課
- ・三陸支所
- ・綾里地域振興出張所
- ・吉浜地域振興出張所

※受付時間は平日午前8時30分～午後5時15分

▷受付期限＝3月31日(火)

▷申込方法＝受付窓口で申し込みまたは郵送

※住家の被害認定を受けている該当世帯へは、申請書類などを送付済みです。

※人的被害については、申請前に事前の相談が必要ですので、問い合わせください。

▷提出書類

- ・令和元年台風第19号災害義援金支給申請書
- ・り災証明書の写し
- ・預貯金通帳(表紙および表紙裏面)の写し

配分対象および金額

配分対象		配分単価
人的被害	死者	300,000円
	重傷者	150,000円
住家被害	全壊	300,000円
	半壊	150,000円
	一部損壊(準半壊)または床上浸水	30,000円
	一部損壊(10%未満)または床下浸水	15,000円

映画「二宮金次郎」上映会およびトークショーを行います ～二宮金次郎から学ぶ「地方創生」への道～

▷申込先/問い合わせ先＝(株)地域活性化総合研究所(担当:佐藤、佐々木)(☎090-9034-4762/
Eメール＝ofunato.telework@gmail.com)



市は、映画「二宮金次郎」の上映会およびトークショーを開催します。

住民と一丸となって600以上の村の復興に取り組んだ二宮金次郎の姿から、「地方創生」について学べる貴重な機会ですので、ぜひ参加ください。

▷期日＝2月2日(日)

▷時間＝午後2時30分～5時45分

※午後2時開場

▷会場＝リアスホールマルチスペース

▷内容＝映画上映およびトークショー

◎トークショーパネリスト

- ・阪井和男さん(明治大学法学部教授/ドラッカー学会代表理事)
- ・井坂康志さん(ものづくり大学特別客員教授/ドラッカー学会理事)
- ・臂徹さん(株)キャッセン大船渡取締役/大船渡駅周辺地区タウンマネージャー)

▷入場料＝無料

▷申込方法＝電話、Eメール
または右記QRコードから申し込みください。

▷申込期限＝1月30日(木)



申込先QRコード

(7) 広報大船渡お知らせ版 令和2年1月20日号(No. 1167)

▷問い合わせ＝市役所☎0192②3111

「健康づくり座談会」で体に良いこと始めませんか

▷申込先/問い合わせ先＝健康推進課成人保健係(☎①581/☎②1589/Eメールアドレス＝
ofu_kenkou@city.ofunato.iwate.jp)

「健康づくり座談会」は、保健師・管理栄養士をはじめとした専門スタッフが、健康づくりをサポートする体験型の講座です。

今回は「運動」についての講座です。運動不足を感じている人は、ぜひ参加ください。

▷日程および会場＝右表のとおり

※末崎、赤崎、猪川、日頃市、綾里、越喜来地区は1月に開催

▷時間＝午前10時～11時30分(午前9時30分開場)

▷内容

①筋肉量をチェック!

筋肉量、内臓脂肪レベルなどを、「インボディ」という機械で測定します。

②血管老化リスクをチェック!

健康診断の結果から、体の状態を確認します。

③室内でできる!大人の「ほどよい」運動

冬場でも無理なく室内でできる運動を行います。

※内容は変更になることがあります。

▷参加料＝無料

▷定員＝各会場20人

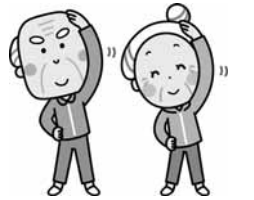
▷持参する物

健康診断結果表(検査値の分かるもの)、眼鏡(必要な人)

▷申込方法＝電話、ファクス、Eメールにより、①氏名(フリガナ)②年齢③電話番号④参加希望日をお知らせください。

※電話受付時間＝平日午前9時～午後5時

▷その他＝動きやすい服装で参加ください。



開催日程および会場

期日	地区	会場
2月6日(木)	立根	立根生活改善センター
2月13日(木)	盛	総合福祉センター
2月14日(金)	大船渡	大船渡地区公民館
2月19日(水)	吉浜	吉浜地区拠点センター

大船渡税務署に申告書作成会場を開設します

▷問い合わせ先＝大船渡税務署(☎⑥3481)

■大船渡税務署に申告書作成会場を開設します

▷開設期間＝2月17日(月)～3月16日(月)

※土・日・祝日などを除く

▷受付時間＝午前9時～午後4時

※申告書の提出は午後5時まで

▷その他＝混雑状況によっては、早めに相談受け付けを終了する場合があります。

■申告の注意事項

- ・確定申告書などには、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。
- ・地方団体や指導機関を通じて確定申告を行う際には、「お知らせはがき等」を持参ください。
- ・医療費控除を受ける人は、平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

領収書は、自宅で5年間保存する必要があります。

・詳しくは、国税庁ホームページを確認してください。

■スマートフォンでの申告がさらに便利に

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、パソコンやスマートフォンで申告書の作成やe-Taxによる提出ができます。

また、1月31日(金)から、マイナンバーカードとマイナンバーカード対応のスマートフォンがあれば、スマートフォンから所得税の申告書をe-Taxで提出できます。

なお、事前に税務署で手続きをすることで、マイナンバーカード対応のスマートフォンのない人も、e-Taxを利用できます。



(6)